

京都大学	博士 (法学)	氏名	中村 和彦
論文題目	越境サイバー侵害行動に対する国際法の適用をめぐる国家実行の評価		
(論文内容の要旨)			
<p>国境を越えて敢行され、国家又は国家に準ずるテロ組織等の関与・支援が疑われるサイバー攻撃であって、被害国の政治的・経済的・社会的基盤に広範な人的・物的・掲載的損害又は国家としての基本的機能への侵害をもたらすもの(越境サイバー侵害行動)について、各国が現行の実定国際法のどの規範を、どのように適用しようとしているか、今後のあり得べき国家実行の方向性を含め、各国の公式の立場表明・国家実行等から考察する。</p> <p>実定国際法の一次的規範に関し、武力による威嚇・武力の行使の禁止及び国内管轄事項への不干涉義務が越境サイバー侵害行動に適用され得ることについては、広範な諸国に共通の法的確信が確立しつつある一方、他国の(領域)主権侵害の禁止及び領域国(加害行為地国)の相当の注意義務に関しては、米国・英国が否定的な見解又は一定の留保を示している。国際人道法に関しては、特に非国家主体による越境サイバー侵害行動が単独で武力紛争に該当し得るかについて各国の見解が分かれ、「どのように」適用されるかの各論まで議論が及んでいない。</p> <p>これらのいずれの一次的規範についても、サイバー行動の国家への帰属の認定・立証の困難等ゆえに、各国が越境サイバー侵害行動についてその違反を認定した事例は確認されない。しかしながら、越境サイバー侵害行動が重要インフラ又は国の公的機関の物理的損害又は機能の喪失をもたらす場合には何らかの国際法上の義務に反し得るという規範認識の下、これらの類型に該当し得る行動について、関係国が国際法違反かどうかの明示を避けつつも、他国への帰属を認定した事例が看取される。</p> <p>武力による威嚇・武力の行使の禁止に関し、越境サイバー侵害行動を受けた各国が武力攻撃と認定して自衛権を行使する事例は、今後も極めて稀であろう。これに対し、国内管轄事項の不干涉に関しては「強制」要件の判断基準の実質的な緩和・調整、他国の主権侵害に関しては判断基準の明確化を通じ、不干涉義務、主権侵害の禁止のいずれかの国際法規範に違反するという「緩やかな」規範認識が定着していく余地がある。また、領域国の相当の注意義務に関しては、その内容(射程)について広範な諸国間で認識が明確化・共有され、個人・団体による越境サイバー侵害行動について違反を認定する素地が整うことが、今後の国家実行の蓄積の鍵となる。</p> <p>実定国際法の二次的規範、さらに被害国その他の関係国がどのように対処することが国際法上認められるかに関し、行為の国家への帰属及び国家責任の実施に関する規則を含む国家責任法全般が越境サイバー侵害行動についても適用されることについては、広範な諸国がその適用を肯定している。また、越境サイバー侵害行動へのあり得べき対処方法のうち、紛争の平和的解決及び報復に関しては、既に広範な諸国間で受け入れられているが、対抗措置に関しては、中国、ロシア等が消極的見解を示している。自衛権に関しては、中国、キューバ等の慎重論はあるも、越境サイバー侵害行動に対して行使され得るとの認識は概ね共有されている。</p> <p>これまで、越境サイバー侵害行動について、国家責任の実施、紛争の平和的手段による解決及び自衛権の行使いずれも、実際に行われた事例は確認されない。越境サイバー侵害行動への対処方法に関しては、国内法に基づく個人・団体への制裁、外交官の退去</p>			

等、報復がほとんどで、非公然の対応として攻勢的サイバー防衛措置をとった事例は少なからずあると見られる。

今後、越境サイバー侵害行動の国家への帰属に関しては、引き続き従来の「指示又は指揮若しくは統制」の判断基準によることが見込まれる一方、国家責任の実施及び紛争の平和的解決による対処は迅速性の観点から現実的でなく、引き続き、報復が最も選好される対処方法になると考えられる。対抗措置に関しては、主要国がある程度リスクを負ってでも援用する可能性があるだろう。また、以上の他の違法性阻却事由のうち、緊急状態に関しては、越境サイバー侵害行動の他国への帰属及び国際法上の義務違反の認定・立証を要しない、侵害国以外の第三国との関係でも違法性が阻却されるとの利点があるが、濫用による攻勢的サイバー防衛の応酬の一般化、第三国等からの補償請求等の可能性を勘案する必要があり、各国はその援用を慎重に検討するとみられる。

以上を踏まえると、中・長期的には、大規模かつ重大な損害、特に重要インフラ又は国の公的機関の物理的損壊又は機能の喪失を伴う越境サイバー侵害行動について、被害国の国内管轄事項への違法な干渉又は主権の侵害を成す行為としてその実行地国（領域国）の相当の注意義務違反を認定し、これに対して対抗措置、又は烈度・損害・急迫度が特に多大である場合には緊急状態を援用して迅速に対処しようという規範認識が結晶化しつつあることが看取される。かかる規範意識の広範な諸国間での共有・定着が、国家実行の蓄積に繋がり、越境サイバー侵害行動に適用される実定国際法規範の具体的内容・判断基準の一層の精緻化に繋がっていくことが期待される。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、「国境を越えて敢行され、国家又は国家に準ずるテロ組織の関与・支援が疑われるサイバー攻撃であって、被害国の政治的・経済的・社会的基盤に広範な人的・物的・経済的損害又は国家としての基本的機能への侵害をもたらすもの」を「越境サイバー侵害行動」とし、現行国際法におけるその規律と将来の方向性とを明らかにしようとするものである。

本論文の最大の特徴は、国連の場などにおいて表明された諸国の見解を広範に渉獵すると共に、国家実行も極めて広い範囲で調査し、そこに現れた諸国の法的見解をかなりの程度解明したところにある。筆者も指摘するとおり、「非公然の対応」がなされることの多い越境サイバー侵害行動分野において、その全体像を明らかにすることは不可能とも言えるが、国連文書や各国政府の公式文書に示された行動はもとより、メディア報道や国際法学に限定されない多様な分野の二次文献に現れた行動を可能な限り調査することにより、現時点で利用可能な資料に基づく限りでの全体像を描くことに成功している。

また、そのようにして明らかにされた諸国の見解や国家実行を踏まえ、現時点において適用可能な国際法規則を網羅的に検討した点も高く評価できる。武力行使禁止から自国領域の管理責任まで、およそ考えられ得る国際法規範の適用可能性を検討した包括性は、筆者が外交実務において国際法を扱う豊かな経験を踏まえたものであり、筆者の広い視野が覗える。

さらに、結論を導くに当たって極めて慎重な態度を取っていることも注目に値する。サイバー攻撃を武力行使や自衛権の枠組みで論じる研究は少なくないが、本論文は、そのような議論が理論的には十分成り立つものであることを明らかにした上で、実践的な認定の困難さなどから国家実行は皆無であることを指摘し、武力行使の枠組みで議論するよりも、干渉や主権侵害の観点から議論を精緻化していくことが必要であると指摘する。

このように、本論文は、実務感覚に裏打ちされた丁寧な研究として高い評価に値するものではあるが、多様な国際法規範の適用可能性を検討する一方で、惜しむらくはその一つ一つについてより分析を深める余地がある。たとえば、「干渉」と「主権侵害」との異同は必ずしも明確化されておらず、また、武力攻撃に至らない武力行使に対する「比例性ある対抗措置」に関する議論には触れられているものの特段の検討はなされていない。これらは、今後残された課題と言えよう。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認められる。また、令和6年1月29日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降